

資料・様式編

第1章 資料編

資料番号	名 称
資料1	吉岡町防災会議条例
資料2	過去の災害
資料3	利根川(県央区間)浸水想定区域図(想定最大規模)
資料4	吉岡町ため池一覧
資料5	山地災害危険地区一覧
資料6	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定箇所
資料7	吉岡町指定緊急避難場所
資料8	吉岡町指定避難所・指定福祉避難所及び応急仮設住宅建設予定地
資料9	消防団の相互の応援協定(前橋市)
資料10	群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書
資料11	災害時における相互応援に関する協定書(前橋市)
資料12	災害発生時における吉岡町と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局の協力に関する協定
資料13	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書
資料14	災害時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)
資料15	災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書(吉岡町認定農業者連絡協議会)
資料16	消防相互応援協定書(渋川市、榛東村)
資料17	災害時における応急物資供給等に関する協定書(株式会社カインズ)
資料18	災害時における応急物資供給等に関する協定書(株式会社ベイシア)
資料19	群馬県水道灾害相互応援協定
資料20	災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書(渋川市)
資料21	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書
資料22	災害時の情報交換に関する協定
資料23	高齢者等に対する見守り活動及び震災時の物資の優先的対応に関する協定
資料24	災害時における飲料水の提供に関する協定書(株式会社伊藤園)
資料25	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書
資料26	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書(生活協同組合コープぐんま)

資料27	災害時等における施設利用の協力に関する協定(社会福祉法人吉岡会)
資料28	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
資料29	災害時等における施設利用の協力に関する協定(幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園(学校法人栗原学園))
資料30	災害時における施設利用の協力に関する協定(JA北群渋川農業協同組合)
資料31	災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)
資料32	災害時等における施設利用の協力に関する協定書(株式会社エーコープ関東)
資料33	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社エーコープ関東)
資料34	災害に係る情報発信等に関する協定(LINEヤフー株式会社)
資料35	災害時等における支援に関する協定書(株式会社ぐんま安全教育センター)
資料36	公共土木施設における測量、設計等の災害復旧業務の支援に関する協定(群馬県渋川土木事務所)
資料37	災害時における停電復旧の連携等に関する協定(東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社)
資料38	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書(東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社)
資料39	上水道相互連絡管設置に関する協定書(前橋市)
資料40	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書
資料41	災害時における相互協力に関する基本協定(東日本電信電話株式会社群馬支店)
資料42	災害時における被災者支援等の協力に関する協定(群馬県社会保険労務士会渋川支部)
資料43	災害時における地図製品等の供給等に関する協定(株式会社ゼンリン)
資料44	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定(三協プロンティア株式会社)
資料45	災害時における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定(株式会社フレッセイ)
資料46	災害時における物資輸送等に関する協定(福山通運株式会社)
資料47	榛東村・玉村町・吉岡町災害時相互応援協定(榛東村・玉村町)
資料48	吉岡町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定(吉岡町社会福祉協議会)
資料49	群馬県吉岡町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定(神奈川県開成町)
資料50	防災行政無線(固定系)受信放送所設置状況
資料51	防災行政無線(移動系)子局設置状況
資料52	被害認定基準
資料53	吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

資料1 吉岡町防災会議条例

昭和46年12月18日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉岡町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 群馬県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 吉岡町の教育委員会の教育長
 - (6) 吉岡町消防団長
 - (7) 指定公共機関又は地方公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 前号に掲げる者のほか町長が防災上特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、32人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、吉岡町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

吉岡町防災会議委員名簿

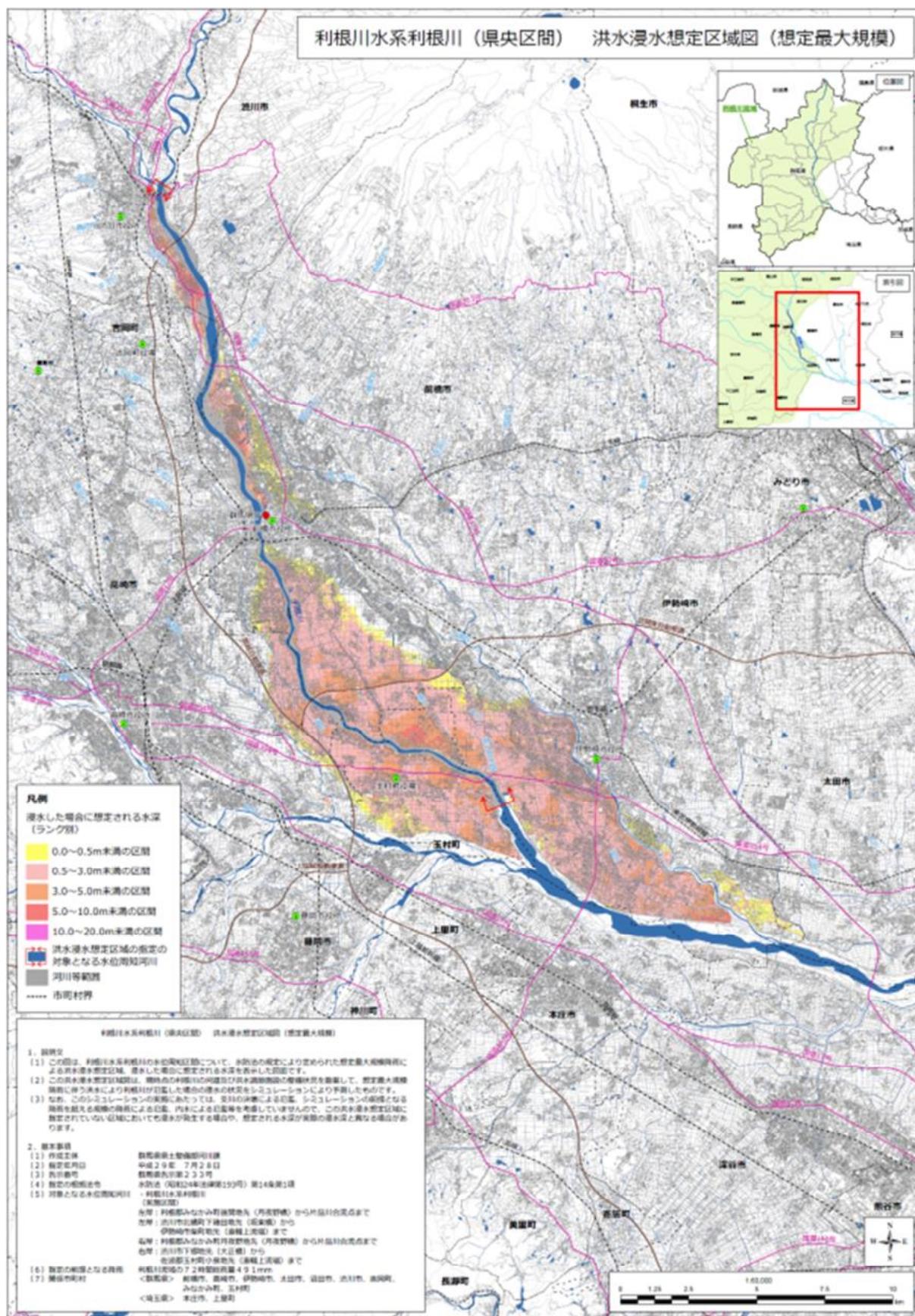
NO	委員区分	役職名	所在地
1	会長	吉岡町長	吉岡町下野田560
2	委員	吉岡町副町長	吉岡町下野田560
3	委員	吉岡町教育委員会教育長	吉岡町下野田 560
4	委員	吉岡町自治会連合会長	
5	委員	関東地方整備局利根川水系砂防事務所長	渋川市渋川121-1
6	委員	関東地方整備局高崎河川国道事務所長	高崎市栄町6-41
7	委員	関東農政局群馬県拠点総括農政推進官	前橋市紅雲町1-2-2
8	委員	前橋地方気象台長	前橋市大手町2-3-1
9	委員	陸上自衛隊第48普通科連隊 連隊本部第3科運用訓練幹部	榛東村新井1017-2
10	委員	渋川行政県税事務所長	渋川市金井395
11	委員	渋川土木事務所長	渋川市金井395
12	委員	渋川保健福祉事務所長	渋川市金井394
13	委員	渋川森林事務所長	渋川市金井395
14	委員	中部環境事務所長	前橋市上細井町2142-1
15	委員	渋川農村整備センター長	渋川市金井395
16	委員	群馬県警察渋川警察署長	渋川市行幸田351-1
17	委員	渋川広域消防本部消防長	渋川市渋川1815-51
18	委員	吉岡町消防団長	吉岡町下野田560
19	委員	(一社) 渋川地区医師会長	渋川市金井356
20	委員	東京電力パワーグリッド株式会社 渋川支社長	渋川市石原12-1
21	委員	東日本電信電話株式会社 群馬支店長	高崎市高松町3
22	委員	東日本高速道路株式会社 関東支社高崎管理事務所長	高崎市島野町 831
23	委員	(一社) 群馬県LPGガス協会渋川支部長	渋川市渋川 223-2
24	委員	日本郵便株式会社 吉岡郵便局長	吉岡町下野田 698-3
25	委員	北群渋川農業協同組合南支店長	吉岡町大久保 2299-6
26	委員	吉岡町社会福祉協議会長	吉岡町南下 1333-4
27	委員	吉岡町商工会長	吉岡町南下 1375-3
28	委員	吉岡町婦人会長	
29	委員	吉岡町女性防火クラブ会長	
30	委員	吉岡町役場総務課長	吉岡町下野田 560

資料2 過去の災害

年 次	災害等	被害状況等
2019年（令和元年）	台風第十九号	◇避難勧告・指示（漆原新田地区 88世帯255名）
2017年（平成二十九年）	台風二十一号	◇停電:500戸
2014年（平成二十六年）	大雪	◇軽傷: 1名
2011年（平成二十三年）	台風十五号	◇避難指示（1世帯4人）
2011年（平成二十三年）	台風十二号	◇住家被害(床上浸水；1棟、床下浸水；3棟) ◇土砂崩れ（吉岡町大字漆原地内；1箇所） ◇避難勧告・指示（1世帯4人）
2007年（平成十九年）	台風九号	
1982年（昭和五十七年）	台風十号	
1981年（昭和五十六年）	台風十五号	
1966年（昭和四十一年）	台風二十六号	
1959年（昭和三十四年）	伊勢湾台風	
1959年（昭和三十四年）	台風七号	
1955年（昭和三十年）	火災	下野田 原の大火[全焼；8戸]
1949年（昭和二十四年）	キティ台風	◇中大藪橋、大門橋、中小倉橋復旧工事 ◇鬼ヶ橋下護岸、宮下護岸、南下等護岸復旧工事 ※参考：群馬県被害〔死者；44人、負傷者；89人、行方不明；5人〕
1948年（昭和二十三年）	アイオン台風	◇土堤[滝沢川被害部分計；四町七反、吉岡川右岸被害面積；九町歩] ※参考：群馬県被害〔死者；6人、負傷者；5人、行方不明；4人〕
1947年（昭和二十二年）	カスリン台風	◇駒寄村[床下浸水；300戸、床上浸水；30戸、流失破壊家屋；3戸、流出半壊家屋；2戸、行方不明；1名] ◇明治村[床下浸水；95戸、床上浸水；10戸、流失破壊家屋；3戸、流出半壊家屋；4戸、行方不明；1名] ※参考：群馬県被害〔死者；592人、負傷者；1,231人、行方不明；107人〕
1945年（昭和二十年）	空襲	大久保、漆原、下野田戦災受ける。〔罹災；13戸、死者；2名〕
1943年（昭和十八年）	火災	下野田 原の大火[全焼；10戸]
1935年（昭和十年）	風水害	◇町村道の毀損[明治村；1損、駒寄村；5損] ◇橋梁[明治村；5橋、駒寄村；3橋] ◇河川[駒寄村；堤防決壊；810m、工作物流損；3箇所]
1929年（昭和四年）	雷雨	県内各地[消失家屋；1戸]
1928年（昭和三年）	雷雨	県内各地[感電死者 20名]
1899年（明治三十二年）	火災	下野田北部の大火[全焼；21戸]
1895年（明治二十八年）	火災	八木原火災[漆原新田被災；数戸]
1892年（明治二十五年）	竜巻	陣場被害[全壊；8戸、半壊；3戸、死者；1名、負傷者；6名]
1887年（明治二十年）	雹害 火災	◇救助を受けた家；10戸[家族数；47名、救助日数20；日] ◇漆原新田火災[全焼；10余戸]
1878年（明治十一年）	雹害	
1874年（明治七年）	雹害	
1827年（文政十年）	大洪水	
1812年（文化九年）	大洪水	
1791年（寛永三年）	大洪水	
1786年（天明六年）	大洪水	
1783年（天明三年）	浅間山噴火 水害	全損過半、砂土に帰し、耕田宅地その主たるを明にせず、其の際埋没せし戸数八十余戸、人員百十有余人、田圃反別五十二町七反余歩
1742年（寛保二年）	大洪水	
1631年（寛永八年）	大洪水	
1614年（慶長十九年）	大洪水	利根川ほか国内河川大洪水

資料：「村誌」（吉岡町）平成19年以降は「群馬県の顕著自然災害年表」（気象庁HP、https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/saigai_link.html）

資料3 利根川（県央区間）浸水想定区域図（想定最大規模）



資料4 吉岡町ため池一覧

番号	ため池名称	所在地
1	小倉沈澱池	吉岡町小倉 827-99
2	上之原貯水池	吉岡町上野田 3161-1
3	塔之辻貯水池	吉岡町上野田 2295-5
4	明治貯水池	吉岡町上野田 1329-3
5	平石貯水池	吉岡町上野田 1172-2
6	小倉調整池	吉岡町上野田 1191-2
7	上野田調整池	吉岡町上野田 1191-3
8	第一調整池	吉岡町上野田 970
9	第二調整池	吉岡町上野田 715
10	第三調整池	吉岡町上野田 431
11	北下貯水池	吉岡町北下甲 484
12	大藪貯水池	吉岡町南下 610
13	十日市貯水池	吉岡町南下 1441

資料5 山地災害危険地区一覧

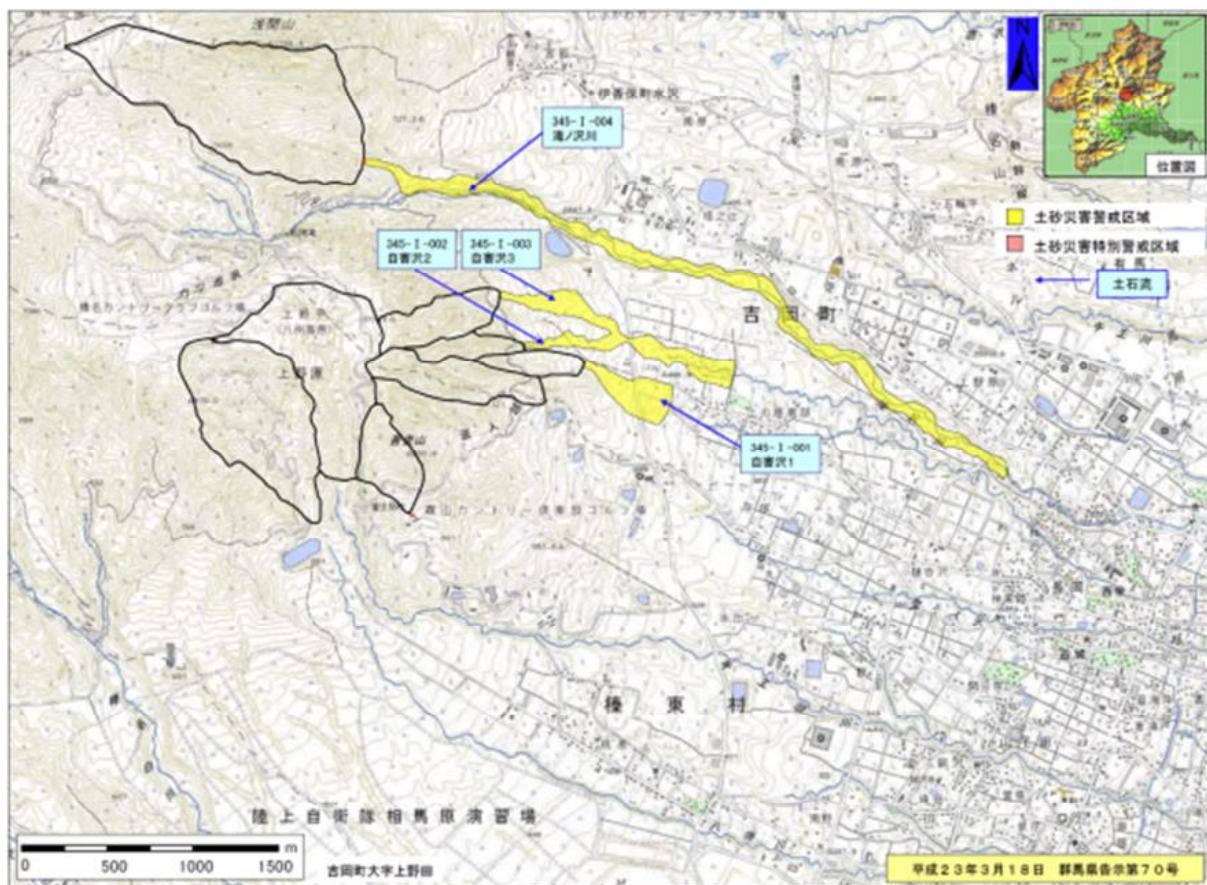
番号	地区区分	大字	字
1	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田
2	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
3	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
4	崩壊土砂流出危険地区	上野田	上野原
5	崩壊土砂流出危険地区	小倉	上蟹沢
6	崩壊土砂流出危険地区	上野田	粟籠
7	崩壊土砂流出危険地区	漆原	瀬来

資料6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定箇所

1 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定箇所一覧表

	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土砂災害警戒区域	自害沢1	吉岡町大字上野田	土石流
	自害沢2	吉岡町大字上野田	土石流
	自害沢3	吉岡町大字上野田	土石流
	滝ノ沢川	吉岡町大字上野田	土石流
土砂災害特別警戒区域	滝ノ沢川	吉岡町大字上野田	土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等区域図（概略位置図）



資料7 吉岡町指定緊急避難場所

番号	名 称	自治会 地 区	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	小倉集会所	小倉	小倉282-6	-	○	○	×
2	上中小倉集落センター	小倉	小倉136-6	-	○	○	○
3	小井堤町コミュニティーセンター	上野田	上野田1213	-	○	○	○
4	上野田集落センター	上野田	上野田534-1	-	○	○	×
5	上野原南部コミュニティーセンター	上野原	上野田1601-6	-	○	○	○
6	上野原集会所	上野原	上野田3367-2	-	○	○	○
7	下野田集会所	下野田	下野田1537-1	-	○	○	×
8	吉岡町隣保館	下野田	下野田892-1	0279-54-4692	○	○	○
9	北下東部住民センター	北下	北下1188-2	-	○	○	×
10	北下北部住民センター	北下	北下1095-6	-	○	○	×
11	北下西南部住民センター	北下	北下505	-	○	○	×
12	下八幡公会堂	南下	南下847-3	-	○	○	×
13	木戸集落センター	南下	南下721	-	○	○	×
14	大藪公会堂	南下	南下429-1	-	×	○	×
15	陣場公会堂	陣場	陣場112-1	-	○	○	○
16	大久保集落センター	大久保寺下	大久保1310-1	-	○	○	×
17	上中町集落センター	大久保寺上	大久保1517	-	○	○	×
18	三津屋田端公会堂	大久保寺上	大久保2162-1	-	○	○	×
19	吉岡町児童館	溝祭	大久保3633	0279-20-5960	○	○	○
20	駒寄住民センター	駒寄	大久保2338-5	-	○	○	×
21	漆原文化センター	漆原西	漆原816	-	○	○	○
22	根古屋住民センター	漆原西	漆原1236-2	-	○	○	○
23	漆原中央住民センター	漆原東	漆原376-4	-	○	○	○
24	両原公会堂	漆原東	漆原282	-	○	○	○
25	新田住民センター	漆原東	漆原53-6	-	×	○	○
26	八幡山公園グラウンド	南下	南下1334-19	-	○	○	○
27	町民グラウンド	駒寄	漆原949-1	-	○	○	○
28	上野田ふれあい公園	上野田	上野田1256-23	-	○	○	○
29	城山みはらし公園	南下	南下172-1	-	○	○	○

資料8 吉岡町指定避難所・指定福祉避難所及び応急仮設住宅建設予定地

1 指定避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	吉岡町立駒寄小学校	漆原1016	0279-54-2300	○	○	○
2	吉岡町立明治小学校	北下433	0279-54-2105	○	○	○
3	吉岡町立吉岡中学校	南下1383-2	0279-54-3213	○	○	○
4	吉岡町社会体育館	南下1383-12	—	○	○	○
5	吉岡町コミュニティーセンター	下野田560	0279-54-3111	○	○	○
6	吉岡町文化センター	下野田472	0279-54-1161	○	○	○
7	明治学童クラブ	北下476-1	0279-55-5672	○	○	○
8	明治第2学童クラブ	北下438-1	0279-25-8293	○	○	○
9	駒寄第1学童クラブ	大久保2338-12	0279-55-5248	○	○	○
10	駒寄第2学童クラブ	大久保2338-12	0279-25-7385	○	○	○
11	駒寄第3学童クラブ	漆原1387	0279-26-3226	○	○	○
12	よしおかロバロバ（吉岡町地域福祉交流施設）	大久保2337-1	—	○	○	○
13	小倉集会所	小倉282-6	—	○	○	×
14	上中小倉集落センター	小倉136-6	—	○	○	○
15	小井堤町コミュニティーセンター	上野田1213	—	○	○	○
16	上野田集落センター	上野田534-1	—	○	○	×
17	上野原南部コミュニティーセンター	上野田1601-6	—	○	○	○
18	上野原集会所	上野田3367-2	—	○	○	○
19	下野田集会所	下野田1537-1	—	○	○	×
20	吉岡町隣保館	下野田892-1	0279-54-4692	○	○	○
21	北下東部住民センター	北下1188-2	—	○	○	×
22	北下北部住民センター	北下1095-6	—	○	○	×
23	北下西南部住民センター	北下505	—	○	○	×
24	下八幡公会堂	南下847-3	—	○	○	×
25	木戸集落センター	南下721	—	○	○	×

26	大藪公会堂	南下429-1	—	×	○	×
27	陣場公会堂	陣場112-1	—	○	○	○
28	大久保集落センター	大久保1310-1	—	○	○	×
29	上中町集落センター	大久保1517	—	○	○	×
30	三津屋田端公会堂	大久保2162-1	—	○	○	×
31	吉岡町児童館	大久保3633	0279-20-5960	○	○	○
32	駒寄住民センター	大久保2338-5	—	○	○	×
33	漆原文化センター	漆原816	—	○	○	○
34	根古屋住民センター	漆原1236-2	—	○	○	○
35	漆原中央住民センター	漆原376-4	—	○	○	○
36	両原公会堂	漆原282	—	○	○	○
37	新田住民センター	漆原53-6	—	×	○	○

2 指定福祉避難所

番号	名 称	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	吉岡町保健センター	下野田565	0279-54-7744	○	○	○
2	吉岡町老人福祉センター	南下1333-4	0279-54-3603	○	○	○

3 応急仮設住宅建設予定地

番号	名 称	所 在 地	電話番号	洪水	土砂	地震
1	八幡山公園グラウンド	南下1334-19	—	○	○	○
2	町民グラウンド	漆原949-1	—	○	○	○
3	上野田ふれあい公園	上野田1256-23	—	○	○	○

資料9 消防団の相互の応援協定（前橋市）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条により前橋市と吉岡町（以下「協定団体」という。）が消防団の相互の応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は協定団体相互の境界線に近接する地域内に発生した火災の場合とする。

（相互応援出場）

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した別表に定める消防団体は被応援地の要請を待たずして応援出場するものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用は、次により処理する。

（1）応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団体の諸手当、災害報償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の費用。

イ 災害地へ出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する費用。

（2）受援隊側の負担

化学消火剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の費用。

（協議）

第6条 この協定をする場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委任）

第7条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第8条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各自1通を保管する。

付則

この協定は、平成元年4月1日から効力を生ずる。

(別 表)

1 前橋市側の応援出場地域及び出場団隊

吉岡町 対象地域	前橋市 出場団隊
南 下 陣 場 大久保の一部	第7分団2部
漆 原 大久保の一部	第6分団1部

1 吉岡町側の応援出場地域及び出場団隊

前橋市 対象地域	吉岡町 出場団隊
上青梨子町 池 端 町	第4分団
総社町植野 総社町桜が丘 総社町高井の一部	第3分団

資料10 群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書

群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と吉岡町（以下「乙」という。）とは、群馬県震度情報ネットワークシステムに係る機器（以下「機器等」という。）の設置及び維持管理等について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県、市町村及び消防庁を公衆回線でネットワークすることにより、震度情報を早期に把握し、防災関係機関の初動体制を迅速かつ適切に配備するために、甲が乙の施設に設置する機器等の設置・運用、維持管理及び経費負担について、必要な事項を定めるものとする。

（機器等の設置）

第2条 乙の庁舎に設置する機器等は、別表第1のとおりとする。

（乙の施設の使用）

第3条 乙は、機器等の設置に当たり庁舎施設及び敷地を無償で甲に使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第4条 甲の設置する機器等は、特段の理由のない限り、移設又は撤去を行わないものとする。

2 機器等の設置場所の変更又は機器等の撤去（以下「変更等」という。）をしようとするときは、双方事前に連絡し、協議のうえ行うものとする。

（機器等の維持管理）

第5条 甲及び乙は、震度情報ネットワークシステムが常に正常に機能するよう善良なる管理者の注意をもって維持管理に当たるものとする。

2 機器等に故障等障害が生じたときは、乙は速やかに甲に通報するものとする。

3 乙の過失により機器等を破損、滅失させた場合は、乙は速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示により、原状に回復するものとする。

4 甲が業者に委託し実施する設置機器等の点検及び故障等による障害の復旧作業時には、乙はその作業に立ち会い、確認するものとする。

（経費）

第6条 機器等の設置、保守点検に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 機器等の運用及び維持管理等に要する経費は、次のとおりとする。

（1）機器等の故障復旧に要する経費は、甲の負担とする。ただし、前条第3項に規定する場合は乙の負担とする。

（2）機器等の運用に関する経費のうち乙が負担するものは、別表第2に掲げる経費のとおりとする。

（3）乙のやむを得ない理由により、機器等の設置場所を変更等する場合、これに要する経費は乙が負担するものとする。

(工事等の報告)

第7条 乙は、機器等のうち、震度計の周辺で工事等により震度が発生する恐れのあるとき及び停電があるときは、事前に甲に通知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から平成9年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の2か月前までに甲、乙双方から何らかの異議を述べないときは、この協定は更に1箇年更新されるものとし、その後においても、また同様とする。

(信義則)

第9条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

（甲）
（乙）

平成9年1月1日

資料11 災害時における相互応援に関する協定書（前橋市）

災害時における相互応援に関する協定書

前橋市と吉岡町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 前橋市又は吉岡町において、大規模な災害が発生し、被災した市町のみではじゅうぶんな救護等の应急措置ができないときは、協定の相手方に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の応援の要請は、連絡担当部課を通じて行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び应急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその应急に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の应急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の負担とする。

(連絡会議)

第4条 両市町は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要により連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第5条 両市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第6条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町の長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、そのつど協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成9年3月28日から効力を生ずる。この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年3月28日



資料12 災害発生時における吉岡町と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局の協力に関する協定

災害発生時における吉岡町と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局の協力に関する協定

吉岡町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社群馬郵便局及び吉岡郵便局(以下「乙」という。)は、吉岡町内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、吉岡町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 吉岡町町民生活課長

乙 日本郵便株式会社 群馬郵便局総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月13日

資料13 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

(総則)

第1条 吉岡町長 高野 一男（以下「甲」という。）と渋川地区広域市町村圏振興整備組合 消防長 浅見 四郎（以下「乙」という。）及び渋川地区生コンクリート協同組合 理事長 森 康雄（以下「丙」という。）は、火災又は地震等の災害時（以下「災害時」という。）における、消火用水供給の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第2条 災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときに、甲の承諾を受けた乙の要請により、丙に属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利へ補水する応援業務とする。

(出場の要請)

第3条 乙は、消火活動を実施するうえで、丙に補水作業等消火用水供給の応援を要請するときは、乙の要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の実施)

第4条 丙は、乙からの要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第5条 丙は、前条の規定により応援に従事した場合、速やかに乙に対し、結果を実施報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定による業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、料金算定にあたっては、甲丙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

第7条 丙の派遣した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 丙はコンクリートミキサー車の運行に際し、事故が発生したときは、乙に対し

速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務のための作業を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づき政令で定める基準に従い、甲の条例の定めるところにより補償するものとする。

2 応援業務のための運行を行った車両が、当該業務を遂行中に損害を受けた場合の修理費負担に関しては、甲丙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

この締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成9年12月12日

資料14 災害時における救援物資提供に関する協定書 (三国コカ・コーラボトリング株式会社)

災害時における救援物資提供に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォローワーク体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

- 第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関する必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上各1通を保有する。

平成17年10月21日

資料15 災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書（吉岡町認定農業者連絡協議会）

災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と吉岡町認定農業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生したときをいう。
- (2) 協力農地 吉岡町内にある協力者乙の会員が所有するもので、本協定に基づき災害時の使用に同意している農地をいう。
- (3) 生鮮食料品等 乙の会員が生産している農産物をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

- (1) 町民が災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時避難場所又は避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「災害地区災害時退避所」という。）として協力農地を斡旋すること。
- (2) 災害時に必要な生鮮食料品等を調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、本協定に基づく農地の使用協力者（以下「協力者」という。）を把握し、その内容を協力農地通知書（様式第1号）により、甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地（地区災害時退避所）登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、協力農地の斡旋を要請しようとするときは、協力農地斡旋書（様式第3号）により、乙に対し要請するものとする。

- 2 甲は、前項の要請に基づき、地区災害時待避所として使用することとなった協力農地に、その旨を表示するものとする。
- 3 甲は、災害時に、生鮮食料品等の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品等調達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。
- 4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日生鮮食料品等調達要請書を提出するものとする。

（台帳の記載内容等の変更等）

第6条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は、協力者から取り消しの申し出があった場合は（様式第5号）により、速やかに甲に通知するものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、協力農地が地区災害時退避所として使用された後、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方を決定することとする。

(損失補填)

第8条 甲は、地区災害待避所として使用された協力農地に係る農産物の損失を補償するものとする。

2 前項の損失補償の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生鮮食料品の費用弁償)

第9条 甲は、生鮮食料品の費用弁償をするものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定める事とする

3 乙は、生鮮食料品の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により甲に当該代金を請求する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

資料16 消防相互応援協定書（渋川市、榛東村）

消防相互応援協定書

（総則）

消防組織法（平成18年法律第064号）第39条の規定に基づく渋川市、吉岡町、榛東村（以下「協定団体」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、火災等の災害発生の際、協定団体相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第2条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

この協定による応援地域は、協定団体相互の境界線に近接する地域とし、別表に定める出場隊は、常備消防がいう第2出動発令以上の火災を覚知した場合に出場するものとする。

（2）特別応援

協定団体の区域内に大火災、又は大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、受援側の市町村長の要請により応援するものとする。この場合における応援隊数については、応援側において決定するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援出場隊は、すべて現場の受援側最高指揮者に従うものとする。

（応援隊の報告）

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援のために要した人件費、経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、受援側の負担とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項及び運用に疑義が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

（協定書の保管）

第7条 本協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ協定団体が各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を発生する。
- 2 平成11年4月1日に締結した消防相互応援協定は、廃止する。

平成21年2月27日

資料17 災害時における応急物資供給等に関する協定書 (株式会社カインズ)

災害時における応急物資供給等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急物資の供給等に関する協力事項について定めるものとする。

(応急物資の種類)

第2条 乙が供給する応急物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 被災者の救出に必要な工具等の機材
- (3) 応急復旧に必要な建築資材、工具等の資機材
- (4) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対し応急物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応急物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急物資の供給可能な体制を保持するものとする。

(応急物資の運搬)

第6条 応急物資の運搬は、甲または乙若しくは甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(引き渡し)

第7条 応急物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資の種類及び数量を確認の上引き取るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

(費用)

第9条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬等の費用について、甲が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から適用する

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年3月26日

(別紙様式1)

災害時における応急生活物資調達要望書

年 月 日

株式会社カインズ
代表取締役社長 様

吉岡町長

1. 災害及び協力を必要とする状況

2. 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

(別紙様式2)

災害時における応急生活物資供給実施状況報告書

年 月 日

吉岡町長 様

株式会社カインズ
代表取締役社長

年 月 日付け 第 号で要請のあった応急生活物
資について、下記のとおり供給したので報告します。

記

応急生活物資供給実施状況

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

資料18 災害時における応急物資供給等に関する協定書 (株式会社ベイシア)

災害時における応急物資供給等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（以下「乙」という。）とが相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急物資の供給等に関する協力事項について定めるものとする。

(応急物資の種類)

第2条 乙が供給する応急物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料品、飲料水等日用品等の生活必需品
- (2) その他災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急物資供給の協力要請)

第4条 災害時において、甲が応急物資を必要とするときは、甲は、乙に対し応急物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応急物資供給の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急物資の供給可能な体制を保持するものとする。

(応急物資の運搬)

第6条 応急物資の運搬は、甲または乙若しくは甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(引き渡し)

第7条 応急物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、物資の種類及び数量を確認の上引き取るものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別紙様式2により実績報告を行うものとする。

(費用)

第9条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬等の費用について、甲が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から適用する

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年3月26日

(別紙様式1)

災害時における応急生活物資調達要望書

年 月 日

株式会社ペイシア
代表取締役社長 様

吉岡町長

1. 災害及び協力を必要とする状況

2. 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数量	物資配達先	備考

(別紙様式2)

災害時における応急生活物資供給実施状況報告書

年 月 日

吉岡町長 様

株式会社ペイシア
代表取締役社長

年 月 日付け 第 号で要請のあった応急生活物資について、
下記のとおり供給したので報告します。

記

応急生活物資供給実施状況

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	備 考

資料19 群馬県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者(以下「会員」という。)が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区(以下「地区」という。)に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

- 2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。
- 3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

- 4 群馬県(以下「県」という。)は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

- 5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示(様式第1号)に従って作業に従事するものとする。

- 2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1)応急給水作業

(2)応急復旧工事

(3)応急復旧用資機材の供出

- 3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

- 4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

(1)被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。

(2)地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、ブロック代表都市に応援を要請する。

(3)ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。

(4)ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、県へ応援を要請する。

- 2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及び第3号)を提出するものとする。

(1)災害の状況

(2)必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3)必要とする職種別人員

(4)応援期間

(5)応援場所及び応援場所への経路

(6)その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。

(2)応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。

(3)応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。

(4)応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

(1)連絡担当部課等(様式第4号)

(2)応急資機材の保有状況(様式第5号)

(3)応援に従事できる職員数(様式第6号)

(4)水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

資料20 災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書（渋川市）

災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書

渋川市水道事業渋川市長（以下、「甲」という。）と吉岡町水道事業吉岡町長（以下、「乙」という。）とは、災害緊急時の相互応急給水について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害緊急時の水道配水連絡管（以下、「連絡管」という。）の開栓による被災側への応急給水の迅速化、確実化を図ることを目的とする。

（位置）

第2条 連絡管の位置は次の2箇所とする。

- 1 渋川市八木原704番地2先
吉岡町小倉410番地8先
- 2 渋川市半田280番地先
吉岡町漆原633番地先

（給水の義務）

第3条 被災側からこの協定書による要請があったときは、応援側は速やかに連絡管の開栓として給水するものとする。

2 連絡管の開栓・閉栓は、甲・乙立会いのうえ行うものとする。

（維持管理経費）

第4条 連絡管の維持管理に要する経費は、甲乙それぞれの負担とする。

（給水代価）

第5条 被災側は、その給水量に応じた代価を応援側に支払うものとする。この場合、代価は応援側の料金単価によるものとする。

（立会い確認）

第6条 連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち会わせ、災害時に有効活用できることを確認するものとする。

2 立会いの日時については、双方で連絡しあい決定する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成21年12月17日

資料21 「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）と群馬県「道の駅」協議会員である吉岡町長 石関 昭（以下「乙」という。）とは、乙が管理する「道の駅」の防災対策を目的とした総合利用に關し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の地域防災計画に定める災害応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急対策等」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（防災利用する内容）

第2条 乙は、災害（武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を含む。）が発生し甲から要請を受けた時、又は、自ら必要と認めた時は、その管理する「道の駅」の施設において、次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供
- (7) その他、甲又は乙が必要と認める業務

（防災関係機関等からの要請による利用）

第3条 乙は、甲以外の防災関係機関や他の市町村長から前条に掲げる防災利用について要請があった場合においても、必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙が行う防災利用に要する費用については、災害救助法第33条の規定により県が支弁することとなる費用、災害対策基本法第93条の規定により県が負担することとなる費用並びに国民保護法第164条、第166条及び第167条の規定により県知事又は県が支弁することとなる費用を除いて、原則として乙の市町村がこれを負担するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に第2条の防災利用を要請する場合は、別に定める様式により行うものとする。

ただし、急を要する場合は電話等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(関係者の責務)

第6条 甲は、乙が防災利用を円滑に実施できるよう、情報の提供を行うものとする。
2 乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

(平素の連携等)

第7条 甲、乙は、平素から連携、協力し、災害発生時に防災利用を適正かつ円滑に実施するため必要な取組みを行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、甲乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

なお、乙が統括する組織名称が変更した場合及び乙が変更した場合については、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

平成22年3月28日

資料22 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、吉岡町長 吉岡町長 石関昭（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に關し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 吉岡町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 吉岡町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に關すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に關すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

平成23年2月15日

資料23 高齢者等に対する見守り活動及び震災時の物資の優先的対応に関する協定

高齢者等に対する見守り活動及び災害時の物資の優先的対応に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高齢化や核家族化にともない発生する高齢者問題を予防するために、吉岡町内に住む虚弱な高齢者等に対して、配達業務中の見守り支援活動を行うとともに、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、吉岡町（以下「甲」という。）とガソリンスタンド・石油・ガス取扱業者（以下「乙」という。）とが相互に協力して、高齢者等（以下「丙」という。）に対する灯油等の優先的供給を行う事をもって町民の安心な生活の維持向上を図る事を目的とする。

(物資の種類)

第2条 乙が丙に供給する物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 灯油
- (2) ガス
- (3) 石油
- (4) ガソリン
- (5) その他、生活に必要な燃料

(緊急時の優先的協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は日常的に行われるものであるが、災害時は甲が吉岡町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時に、丙の求めに対して優先的に発動する。

(応急物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙の求めに対して優先供給を積極的に努めるものとする。

(声かけ見守り活動)

第5条 日常生活においては丙の要請に対して物資を自宅に配達し、声かけ見守り活動を行う。

2 乙の業務中に認知症高齢者の徘徊を発見した場合には、積極的に声かけ見守り活動を行う。

(通報の協力)

第6条 前条1項の見守り活動等で、乙が丙の身体や生活等に心配される変化等があった場合には、甲と協議し対応するものとする。

2 急を要する場合には救急対応後に甲に報告するものとする。

3 認知症高齢者の徘徊見守り活動においては、甲及び吉岡町地域包括支援センターと連絡を密にとり、甲に速やかに通報するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

2 この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(活動の周知)

第8条 甲は、本協定を締結した乙の協力事業所一覧を、丙に対して役場窓口、吉岡町地域包括支援センター、居宅支援事業所等のあらゆる機会を利用し周知することとする。

(費用)

第9条 乙が配達した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、丙が負担するものとする。

2 見守り支援を行った際の通報等の費用は、乙が負担するものとする。

(情報の提供)

第10条 甲は、乙の行う優良な見守り支援活動に対して、積極的に町民に対する広報活動を行う。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成24年2月1日から適用する

資料24 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

（株式会社 伊藤園）

吉岡町（以下「甲」という。）と 株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害等により吉岡町内において大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に際し乙が実施する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（効力の発動）

第2条 この協定は、災害時において、甲に災害対策本部又は災害警戒本部（以下、「災害対策本部等」という。）が設置され、その災害対策本部等から乙に対し協力の要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、被災者に対して飲料水等の提供が必要となったときは、乙が営業拠点において保有する在庫飲料の提供について協力を要請することができる。

2 前項の協力を要請するときは、救援物資（飲料水）供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は災害時に、甲乙契約により設置した災害用自動販売機（以下「対象自販機」という。）内の商品の無償提供を乙に要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、飲料水等の供給に努めるものとする。

2 甲は、乙が実施する協力活動が円滑に実施できるよう、情報提供の他必要な協力を行うものとする。

（運搬・引渡し等）

第5条 第3条第1項に定める飲料水提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行う。

2 甲は乙に対して、必要とする飲料の種類、日時、引渡場所等について文書をもって指示し、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が提供した飲料水等にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(通知義務)

第7条 第3条第3項に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨並びに日付及び数量等を乙に通知しなければならない。

(設置自動販売機の鍵の管理)

第8条 乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の発電ユニットカバーの鍵を甲に貸与する。

2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。

3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が起こった場合、甲は乙に対して全ての賠償責任を負う。

(不可抗力等)

第9条 災害等発生時における飲料水提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第3条、第4条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

(代金の支払)

第10条 第3条第1項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金は、甲が負担する。

2 第3条第3項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金については無償提供とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の3箇月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年7月24日

(様式第1号)

救援物資（飲料水）供給要請書

年　月　日

株式会社 伊藤園
総務部長 川本正人

吉岡町
吉岡町長 石関 昭

災害時における救援物資（飲料水）の供給に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類・数量	
納入日時（物資納入希望日）	年　月　日　　時　　分
納入場所	
災害対策本部等設置日	年　月　日
要請日時	年　月　日　　時　　分
要請者氏名（甲） 応答者氏名（乙）	甲 吉岡町 乙 株式会社 伊藤園
物資搬入時における甲担当者	吉岡町教育委員会 生涯学習室 文化センター係 氏名
その他	

資料25 災害時におけるLPGガス等供給協力に関する協定書

災害時におけるLPGガス等供給協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPGガス協会渋川支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPGガスの供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPGガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPGガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに可能の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPGガス及びLPGガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

（引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

（費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPGガスの代金については、甲が負担するものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月25日

資料26 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 (生活協同組合コープぐんま)

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

吉岡町(以下「甲」という。)と生活協同組合コープぐんま(以下「乙」という。)は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資(以下「物資」という。)の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(協力要請)

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けた必要な措置を講ずるものとする。

(費用)

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

(情報の収集及び提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るために、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的

を行うものとする。

(実施に關し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に關し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月14日

資料27 災害時等における施設利用の協力に関する協定 (社会福祉法人吉岡会)

災害時等における施設利用の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と社会福祉法人吉岡会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、緊急避難場所として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難所）

第2条 この協定における緊急避難所とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 吉岡町第一保育園、吉岡町第二保育園、吉岡町第三保育園、吉岡町第四保育園、吉岡町第五保育園

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町地内

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を緊急避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、隨時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、緊急避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急避難所の開設及び運営に協力する。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度
甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年6月1日

資料28 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

吉岡町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。
ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報をについて、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙1に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年2月8日

資料29 災害時等における施設利用の協力に関する協定（幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園（学校法人栗原学園））

災害時等における施設利用の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園（学校法人栗原学園）（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、緊急避難所として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難所）

第2条 この協定における緊急避難所とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園（学校法人栗原学園）

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原953番地1

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を緊急避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、隨時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、緊急避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急避難所の開設及び運営に協力する。

3 前2項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月17日

資料30 災害時における施設利用の協力に関する協定（JA北群渋川農業協同組合）

災害時等における施設利用の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と北群渋川農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、救援物資受援施設として利用するために必要な事項を定めるものとする（救援物資受援施設）

第2条 この協定における救援物資受援施設とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 野菜センター（隣接の関連施設含む）及びライスセンター

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2296番地2他

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を救援物資受援施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、隨時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、救援物資受援施設としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、救援物資受援施設の開設及び運営に協力する。

3 前2項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月1日

吉岡町「甲」と北群波川農業協同組合「乙」の協議決定事項【第6条の協力内容】

1. 対象施設の内、救援物資受援施設として提供できる部分

野菜センター及び隣接施設・ライスセンター（トイレ・フォークリフト・パレット・フォークリフトのオペレーターを含む）ただし、業務に支障の無い部分に限る。

2. 施設の供給について

原則、供給に対する対価は無償とする。ただし、施設に破損等が生じた場合には、修繕費等の負担について、甲乙の協議により決める。また、甲乙は施設を破損等しないように、利用者に注意喚起する。

3. 施設開設の期間について

原則、開設期間は4週間とする。ただし、延長する状況が生じた時には、甲乙の協議により延長期間を決める。また、開設期間内でも、業務の再開等により支障が生じる場合や使用の必要が無くなった場合は、甲は速やかに、物資を他の施設に移し施設を閉鎖する。

4. 施設の開設について、

原則、甲の要請により開設する。しかし、業務に支障が生じると乙が判断した場合には、開設することが出来ないものとする。

5. 町が行う業務内容を以下として、施設管理者が出来る範囲で支援協力をを行う。

- ① 施設維持管理のための巡回
- ② 災害情報の提供
- ③ 必要な支援物資等の供給
- ④ 衛生管理に関する事。
- ⑤ その他災害時に必要となる業務

資料31 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月15日

別表
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットポンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料32 災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社エーコープ関東)

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社エーコープ関東（以下「乙」という。）との間に
おいて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、または発生
する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に乙が管理する施設（以下「施設」と
いう。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、
救援物資受援施設として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（救援物資受援施設）

第2条 この協定における救援物資受援施設とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ
指定された施設以外の施設とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 J A ファーマーズ野田宿及び焼肉あぐり野田宿庵
所在地 群馬県北群馬郡吉岡町上野田 1050-3 他

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を救援物資受援施設として利用する必要
があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に
対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する
施設を解放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施
設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、隨時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくも
のとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は災害時等において速やかに、救援物資受援施設としての機能を果たせるよう

施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、救援物資受援施設の開設および運営に協力する。
- 3 前2項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成30年11月8日から平成31年11月7日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年11月8日

資料33 災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社エーコープ関東)

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社エーコープ関東（以下「乙」という。）は災害時における町民市民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）と締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民市民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は又は電話により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けた必要な措置を講ずるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。
3 代金の決済時期については、甲乙協議の上、行うものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任を持って行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の

上、引取るものとする。

(情報の収集および提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月8日

資料34 災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー株式会社）

吉岡町（以下「町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ町の行政機能の低下を軽減させるため、町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、町から提供を受ける情報について、町が特段の留保を付さない限り、本協

定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年1月17日

資料35 災害時等における支援に関する協定書 (株式会社ぐんま安全教育センター)

災害時等における支援に関する協定書

吉岡町(以下「甲」という。)と株式会社ぐんま安全教育センター(以下「乙」という。)は、吉岡町内において、大規模な自然災害や大規模事故等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は、生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等、以下「災害時等」という。)における無人航空機を活用した災害対応について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して要請する無人航空機を活用した災害対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(要請の内容)

第2条 災害時等において、甲が乙に対して要請する災害対応の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場の撮影及び画像解析等
- (2) 甲が行う被災者捜索活動等に対する画像提供
- (3) その他、甲と乙が協議し必要と認める業務

(要請手続)

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は速やかに要請に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。
ただし文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 履行場所
- (3) 履行期日又は期間
- (4) 現場指揮者の氏名と連絡先
- (5) その他必要な事項

(協力活動の実施)

第4条 甲の要請に応じ、協力活動のため現場に到着した乙の構成員は、関係法令を遵守するとともに、現場指揮者の指示に従うものとする。

(安全の確保)

第5条 甲は、要請を受けて活動する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとし、構成員も自身の安全の確保に努める。

(協力活動の報告等)

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後、速やかにその実施した活動内容等を甲に電子媒体等により報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(費用の負担)

第7条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、原則として乙の負担とする。

(責任負担)

第8条 この協定に基づく協力活動に伴い、明らかに乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の構成員等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。また、第三者に損害を及ぼしたときの起因が明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。ただし、これ以外の場合については、甲乙協議のうえ決定する。

(平常時の準備)

第9条 乙は協力活動を円滑に行うために、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し本協定を十分周知し、災害時等における緊急連絡体制を整備するものとする。

2 甲は乙の協力活動が円滑に行われるよう、平常時から可能なかぎり配慮するものとする。

(情報の保護)

第10条 乙は、活動上知り得た情報及び個人情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年1月6日

資料36 公共土木施設における測量、設計等の災害復旧業務の支援に関する協定（群馬県渋川土木事務所）

公共土木施設における測量、設計等の災害復旧業務の

支援に関する協定

群馬県渋川土木事務所長（以下「甲」という。）と吉岡町長（以下「乙」という。）は、地震・大雨・洪水等の異常な自然現象（以下「天災等」という。）により被災した吉岡町の公共土木施設における災害復旧業務について、甲が支援することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の管理する公共土木施設が天災等により被災し、その機能確保及び機能回復のために、実施する災害復旧業務について、甲が乙に支援できる事項を定めることを目的とする。

なお、公共土木施設とは、河川・道路・公園とする。

（適用する事業）

第2条 本協定の対象は、一度の天災等により乙が管理する公共土木施設が被災し、その災害復旧に向けた「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき申請する災害復旧事業に適用する。

（支援の範囲）

第3条 甲が乙に支援できる範囲は、第2条に規定する事業のうち、以下の業務とする。

なお、査定までの委託業務とし、査定設計書の作成は含まない。

ただし、同業務に伴う現地調査及び打合せには、乙も同行するものとする。

- 1 被災状況等の情報収集
- 2 被災箇所の測量・設計業務
- 3 査定設計書に掲載する写真撮影業務
- 4 上記作業に必要な伐採等業務

（支援の決定）

第4条 甲は、一度の天災等により乙の管理する公共土木施設が被災した時は、原則として、第3条に規定する支援を行うこととする。その際、乙は災害復旧箇所の被災状況が判る資料を速やかに甲に提出するものとする。

（受託契約）

第5条 甲は、支援を行うときは、別記様式第1号により乙と受託契約を締結するものとする。

(費用の負担)

第6条 第5条に基づき甲が受託した業務に要する費用は乙の負担とする。

また、受託業務の実施にあたり甲が要した事務費についても乙が負担するものとする。

なお、事務費の算出については、以下に基づき算出するものとし、千円未満は切り捨てる。

$$\text{事務費} = \text{当該受託業務の請負精算額} \times 5.0\%$$

(協議調整)

第7条 受託業務の実施に必要な次に掲げる事務は、乙が行うものとし、必要に応じ甲が協力するものとする。

- 1 関係機関及び住民との協議調整
- 2 用地の借地及び取得等
- 3 許認可申請等

(その他)

第8条 天災等により、甲の管理する公共施設等も被災したときは、第3条第1項に定めた甲による支援を受けられないことがある。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項、または、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則

- 1 本協定は、令和2年6月1日から適用する。
- 2 本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年6月1日

資料37 災害時における停電復旧の連携等に関する協定 (東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社)

災害時における停電復旧の連携等に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

- 第2条 甲及び乙は、災害時の停電復旧作業の連携を図るため、連絡体制を確立する。
- 2 甲及び乙は、双方の緊急時連絡先を別に定め、定期的に確認する。
 - 3 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断した場合は、情報共有を図る目的で甲乙協議の上、乙は職員（以下、「リエゾン」という。）を甲の指定する場所に派遣することができるものとする。
 - 4 リエゾンの派遣を行わない場合は、甲及び乙にて別に定める緊急連絡先または臨時に開設する連絡窓口にて情報の共有を図るものとする。

（災害時の情報連携）

- 第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。
- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
 - 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
 - 3 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
 - 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、積雪、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

- 第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力するものとする。
- 1 停電復旧に係る応急措置（電源車等の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
 - 2 甲及び乙が所有・管理する施設や駐車場等の利用
 - 3 住民への停電情報等の周知

（電力施設の応急復旧）

- 第5条 乙は、電力復旧作業の妨げとなる道路通行支障及び危険箇所を発見した場合は、その支障となるものの除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）を甲へ要請できるものとする。
- 2 甲は、前項の要請が正当と認める時は、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。
 - 3 ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を依頼することができるものとする。

- 3 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲の障害物等除去作業の実施を待たず、乙は除去作業を実施することができるものとする。
- 4 前2項の障害物等の除去作業に関する費用負担については甲乙間で協議を行うものとする。

(広報活動)

第6条 乙は、吉岡町内において停電が発生した場合は、停電情報等の周知のため、乙の広報手段（東京電力ホームページ及びスマートフォンアプリ「TEPCO速報」等への停電情報の掲載等）を活用し住民への周知を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと判断した場合は、甲の広報手段（防災無線、防災メール、ラジオ等）を利用し停電等の周知を行うものとする。
- 3 甲は、前項の規定による周知を行う場合、乙に周知文等の提供を依頼することができるものとする。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月22日

資料38 災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社）

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

吉岡町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社渋川支社（以下「乙」という。）は、令和3年4月22日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等及び甲の管理する道路上の障害物の除去等に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力をを行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第6条（平時における計画的な樹木伐採）を除き、甲の「災害警戒本部」または「災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、甲が管理する道路及び関連する区域とする。

（用語の説明）

第4条 停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）とは、次の各号の作業をいう。

- 一 停電復旧に係る作業に支障となる電線や電柱に接触している樹木などの障害物の除去等。
 - 二 電線や電柱などの電力設備の損傷などにより、道路の通行に支障を生じさせている電力設備の除去等。
- 2 甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）とは、次の各号の作業をいう。
- 一 前項第一号及び前項第二号の復旧作業において除去できない障害物の除去等。
 - 二 復旧作業現場への進入路を塞いでいる障害物の除去等。（復旧作業及び啓開作業の協力）

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第5条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上書面をもって行う。

- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 3 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。
- 4 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
- 5 第1項又は第3項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第3項に準じて手続きを行う。
- 6 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第3項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第3項に準じて手続きを行う。
- 7 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。
- 8 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、速やかに乙の技術員を派遣する。

(平時における計画的な樹木伐採)

第6条 甲及び乙は、平時から倒木被害が想定される危険箇所を共有し、被害を未然に防止するための予防的伐採を協力して進める。

(費用負担)

第7条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

- 2 第5条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
- 4 第5条第4項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。
- 5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。
- 6 前条の予防的伐採に関する費用負担については、甲乙協議して定める。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第8条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

(実施責任)

第10条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第11条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月2日

資料39 上水道相互連絡管設置に関する協定書（前橋市）

上水道相互連絡管設置に関する協定書

前橋市長（以下「甲」という。）と吉岡町長（以下「乙」という。）は、前橋市水道事業配水管と吉岡町水道事業配水管を連絡し、相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、災害や水質事故等発生時に、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、甲と乙の行政区域境界上を原則とし、設置位置は甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施工範囲は、甲乙協議の上決定するものとし、工事費についてはそれが負担するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は甲と乙がそれぞれ施工した範囲に対して行い、修繕等に要した費用についてもそれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち会わせるものとする。
なお、立会いの日時については、甲乙協議の上決定するものとする。

（応援配水の実施範囲）

第5条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

（応援配水の開始）

第6条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び終了時は、甲乙双方が立会うものとする。

（応援配水の期間及び配水量）

第7条 応援配水の期間及び配水量は、甲乙協議して決定するものとする。

（使用水量の計算及び通知）

第8条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、連絡管内に流量計を設置して計量するものとする。ただし、次の理由で使用水量の把握ができない場合は、甲乙協議の上使用水量を決定する。

- (1) 緊急に応援配水の必要性が生じ、流量計の設置が困難な場合
- (2) 応援配水が短期間となるため、流量計を設置しない場合
- (3) 流量計等の故障により計量不能になった場合
- (4) その他、甲乙双方が了解した場合

2 配水側の甲又は乙は、前項の規定により計量し、又は決定した使用水量を1月ごとに集計し、受水側の甲又は乙に通知するものとする。

（応援配水単価等）

第9条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価（給水収益を年間総有収水量で除したもの）とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（代価の支払）

第10条 甲又は乙は、前条の規定により算出した代価を配水側の発行する納入通知書により支払うものとする。

（応援配水の制限）

第11条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

（水質の確認）

第12条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は、1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成31年1月31日

資料40 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

(自主的な応援)

第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(経費負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行った市町村等

の間で協議し、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(成立等)

第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記様式第2号）を県に提出した時に成立するものとする。（平成20年4月1日成立）

- 2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。
- 3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽衛生施設組合、甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組合、大泉外二町環境衛生施設組合

資料41 災害時における相互協力に関する基本協定（東日本電信電話株式会社群馬支店）

災害時における相互協力に関する基本協定

吉岡町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るために、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト（更新の都度随時提供）
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報
- (3) 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報
- (4) 甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- (3) 指定避難所等への通信手段の確保
- (4) 住民への通信中断情報等の周知のため、甲及び乙が有する広報手段の利用
- (5) 甲乙協議の上、甲または乙の職員の相手方への派遣

（平時における連携）

第5条 災害時における通信中断の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時において次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力をを行う。

- (1) 災害時にも通信を継続するための取組
- (2) 重要設備の防災対策に対する取組

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
- (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上、解決にあたるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月3日

資料42 災害時における被災者支援等の協力に関する協定（群馬県社会保険労務士会渋川支部）

災害時における被災者支援等の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という）と、群馬県社会保険労務士会渋川支部（以下「乙」という）とは、災害時における被災者支援のため、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、吉岡町内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という）において、被災者支援のため甲が乙に対して要請する相談業務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（協力要請）

災害時において、甲が吉岡町災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために甲が必要と認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

第3条（乙の業務の範囲）

甲の要請により、乙及び乙の会員が行う業務は、労働及び社会保険に関する事項等、社会保険労務士の業務に関する事項への相談対応の業務とする。

第4条（要請の手続き等）

第2条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

第5条（協力実施）

乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

第6条（費用負担）

第3条の乙の業務において必要となる人件費等の費用は乙が負担する。

第7条（相談者の負担）

第3条の乙の業務は無料とし、相談者（被災者）は負担を負わない。

第8条（報告）

乙は、この協定により実施した乙の業務の件数、対象者、相談概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

第9条（災害補償）

この協定による乙の業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、また

は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

第10条（協議）

この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（有効期間）

この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年8月24日

資料43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。



（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、吉岡町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、吉岡町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。



（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

- 第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年10月17日

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の府内LANに接続された端末機器及び府内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中止・中断)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

- 第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。
- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
 - (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
 - (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
 - (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
 - (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
 - (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他のいかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
 - (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - 二) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーされること。



(不保証及び免責)

- 第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

- 第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

- 第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上



令和 年 月 日

株ゼンリン 殿

吉岡町

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

令和 年 月 日

吉岡町長 殿

備ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、令和 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

<物資納入者>

<物資受領者>

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	吉岡町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	吉岡町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	吉岡町 総務課 利用 閲覧地区：吉岡町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務課 協働安全室	住所：群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地 電話：0279-54-3111（代） FAX：0279-54-8681 Mail：anzen@town.yoshioka.gunma.jp
乙	連絡先 1	総合販売本部 関東支社 前橋営業所	住所：前橋市古市町 1-11-12 電話：027-252-0600 FAX：027-252-7582 Mail：maebashieigyo@zenrin.co.jp
	連絡先 2	総合販売本部 関東支社	住所：埼玉県さいたま市中央区新都心 7 番地 2 電話：048-767-5745 FAX：048-767-5791 Mail：kantoareagroup_kikaku@zenrin.co.jp

以上

資料44 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定（三協フロンティア株式会社）

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と三協フロンティア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月23日

資料45 災害時における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定（株式会社フレッセイ）

災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社フレッセイ（以下「乙」という。）は、災害時等における物資供給及び災害支援活動協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力及び被災者の応急救済に係る災害支援活動協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所（駐車場を含む。）、店舗に付属する水道、トイレ等の設備を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 甲が必要とする食料・生活必需品等の物資を可能な範囲で提供すること。

（対象施設）

第3条 前条第1項並びに第2項の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 フレッセイ吉岡店及びその駐車場

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大久保 891-1 他

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する第2条第3項に規定する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時等の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（協力要請手続き）

第5条 甲の乙に対する協力要請手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、災害時等に、第3条で規定する施設を避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し電話またはその他の方法をもって協力を要請する。
- (2) 甲の乙に対する第2条第3項に係る要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

（協力実施）

第6条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に規定する対象施設を開放し、被災者の応急救済に係る災害支援活動協力等に積極的に努めるものとする。ただし、災害時等において緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第3条で規定する施設を開放し、甲に協力するものとする。

- 2 乙は、前条第2項の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第7条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬

は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年12月20日

資料46 災害時における物資輸送等に関する協定（福山通運株式会社）

災害時等における物資輸送等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配達
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配達
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 災害状況に係る情報の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合には、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定す

るものとする。

なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年2月14日

資料47 榛東村・玉村町・吉岡町災害時相互応援協定（榛東村・玉村町）

榛東村・玉村町・吉岡町災害時相互応援に関する協定書

榛東村、玉村町及び吉岡町（以下「協定町村」という。）は、いずれかの町村域において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した協定町村（以下「被災町村」という。）の要請等により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、協定町村が連携して応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災町村は、次の事項を明らかにし、協定町村と十分な連絡調整を行い、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災町村は次の事項を記載した文書を後日、速やかに協定町村に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定町村は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災町村との連絡が取れない場合には、被災町村以外の協定町村が相互に

連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災町村の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災町村と協定町村が協議して別に定めるものとする。

2 被災町村が負担すべき費用を支弁する時間的余裕がない場合は、応援した協定町村が一時繰替支弁するものとする。

(災害賠償等)

第5条 応援職員が、その業務により死亡し、もしくは負傷し、又は疾病にかかった場合における災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 応援職員が応援の従事中に第三者に損害を与えた場合においては、被災町村が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 連絡担当部局に変更等が生じた際は、他の協定町村に速やかに伝達するものとする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協定町村が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定は、協定町村及び協定町村の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(適用期日)

第9条 本協定は、令和6年 月 日から適用する。

資料48 吉岡町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定（吉岡町社会福祉協議会）

吉岡町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における吉岡町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉岡町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、NPO、NGO、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 吉岡町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費等について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

資料49 群馬県吉岡町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定（神奈川県開成町）

群馬県吉岡町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定書

群馬県吉岡町と神奈川県開成町（以下これらを「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定町のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に關し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災町が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する被災町は、次の事項を明らかにして、電話又はその他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及びその経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援町が負担するものとし、他の経費については被災町の負担を原則とする。ただし、本協定の趣旨も踏まえ、費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等考慮し、その都度協定町が協議して定めるものとする。

2 被災町が負担すべき費用を支弁する時間的余裕がない場合は、応援町が一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合の補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災町への往復途中に生じたものを除き、被災町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災町と連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めたときは、被災町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自動的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定町は防災担当課長を連絡責任者とともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

2 連絡責任者等応援に必要な事項に変更が生じた際は、協定町に速やかに伝達するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、各町長が署名の上、各自1通を保有する。

資料50 防災行政無線（固定系）受信放送所設置状況

施設名	名称	設置場所	所在地（住所）
親局	ぼうさい よしおか	吉岡町役場	吉岡町大字下野田 560
遠隔制御装置	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（当直室）	
	ぼうさい よしおか	渋川広域消防本部	渋川市渋川 1815-51
屋外受信装置 (放送用)	1号	吉岡町役場	吉岡町大字下野田 560
	2号	吉岡町隣保館	吉岡町大字下野田 892-2
	3号	漆原文化センター	吉岡町大字漆原 816
	4号	吉岡町立駒寄小学校	吉岡町大字漆原 1016-1
	5号	上中町集落センター	吉岡町大字大久保 1515-4
	6号	吉岡町老人福祉センター	吉岡町大字南下 1333-4
	7号	木戸集落センター	吉岡町大字南下 721
	8号	吉岡町立明治小学校	吉岡町北下 433
	9号	小井堤町コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1213
	10号	上野原南部コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1601-6
	11号	上野原集会所	吉岡町大字上野田 3367-2
	12号	小倉集会所	吉岡町大字小倉 279-3
	13号	下野田集会所	吉岡町大字下野田 1537-1
	14号	大久保集落センター	吉岡町大字大久保 1310-1
	15号	三津屋田端公会堂	吉岡町大字大久保 2162-1
	16号	道の駅よしおか温泉	吉岡町大字漆原 2004
	17号	新田住民センター	吉岡町大字漆原 57-7
	18号	陣場公会堂	吉岡町大字陣場 112-1
	19号	吉岡町十日市貯水池	吉岡町大字南下 1441
	20号	上野田ふれあい公園	吉岡町大字上野田 1256-23
	21号	船尾自然公園バーベキュー場	吉岡町大字上野田 3160-1
戸別受信機	町住民基本台帳に登録されている世帯で町長が認めたもの、また国及び地方行政機関で町長が必要と認めたもの。		

資料51 防災行政無線（移動系）子局設置状況

施設名	名称	設置場所	所在地（住所）
基地局	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（3階書庫）	
遠隔制御装置 統制装置	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（防災無線室）	
遠隔制御装置	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（総務課）	吉岡町大字下野田 560
	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（建設課）	
	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（上下水道課）	
	ぼうさい よしおか	吉岡町保健センター	
	ぼうさい よしおか	吉岡町役場（大会議室）	
半固定型 無線機	よしおか 101	吉岡町隣保館	吉岡町大字下野田 892-2
	よしおか 102	漆原文化センター	吉岡町大字漆原 816
	よしおか 103	吉岡町立駒寄小学校	吉岡町大字漆原 1016-1
	よしおか 104	上中町集落センター	吉岡町大字大久保 1515-4
	よしおか 105	吉岡町老人福祉センター	吉岡町大字南下 1333-4
	よしおか 106	木戸集落センター	吉岡町大字南下 721
	よしおか 107	吉岡町立明治小学校	吉岡町北下 433
	よしおか 108	小井堤町コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1213
	よしおか 109	上野原南部コミュニティーセンター	吉岡町大字上野田 1601-6
	よしおか 110	上野原集会所	吉岡町大字上野田 3367-2
	よしおか 111	小倉集会所	吉岡町大字小倉 279-3
	よしおか 112	下野田集会所	吉岡町大字下野田 1537-1
	よしおか 113	大久保集落センター	吉岡町大字大久保 1310-1
	よしおか 114	三津屋田端公会堂	吉岡町大字大久保 2162-1
	よしおか 115	新田住民センター	吉岡町大字漆原 57-7
	よしおか 116	陣場公会堂	吉岡町大字陣場 112-1
	よしおか 117	吉岡町上野田ふれあい公園	吉岡町大字上野田 1256-23
	よしおか 118	吉岡町社会体育館	吉岡町大字南下 1383-12
	よしおか 119	八幡山公園グラウンド	吉岡町大字南下 1334-19
	よしおか 120	町民グラウンド	吉岡町大字漆原 949-1
携帯型無線機	よしおか 201～210	吉岡町役場（防災無線室）	吉岡町大字下野田 560

資料52 被害認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- (3) 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその重科の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
- (4) 「中規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
- (5) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- (6) 「準半壊」とは、住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
- (7) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものの。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。
ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたものののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になつたもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稻の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川
若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及び屎尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になつたもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。

- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

資料53 吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

○吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

平成22年2月26日

訓令第4号

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に安全な場所へ避難するための人的な援護が必要な人に対し、災害時に迅速かつ的確な情報伝達や避難支援体制の整備を図ることにより、安全で安心に生活できる地域体制を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とは、次に掲げる者のうち、災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとることに支援を要する人で、必要な個人情報（以下「要支援者情報」という。）を提供することに同意したものをいう。

- (1) 介護保険における要介護認定者（おおむね要介護3以上）
- (2) 身体障害者（肢体不自由の障害の程度が1級若しくは2級又は視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が1級若しくは2級の者）
- (3) 知的障害者のうちその障害の程度がA判定又はB判定の者
- (4) 精神障害者のうちその障害の程度が1級又は2級の者
- (5) 内部障害者
- (6) 妊産婦及び乳幼児
- (7) 難病患者
- (8) 日本語に不慣れな在住外国人
- (9) 65歳以上の一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者
- (10) その他支援が必要と思われる者

(要支援者情報の把握及び共有)

第3条 要支援者情報は、次により把握するものとする。

- (1) 手あげ方式 要援護者本人が自分の意思で登録制度に登録する方法
- (2) 同意方式 自主防災組織（自治会等を含む。以下同じ。）、民生委員・児童委員等が地域において支援が必要な人を把握し、支援が必要な者本人に名簿への登録を直接働きかけ、同意を得て登録制度に登録する方法
- 2 要支援者情報の収集に携わる者及び要支援者名簿の提供を受ける者は、事前に誓約書（様式第1号）を町長に提出し、守秘義務の確保に努めるものとする。
- 3 要支援者情報は、避難支援プランの作成、避難訓練、災害時の安否確認及び避難所での支援などに活用するため、防災関係機関のほか、要支援者の避難時に関する自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供するものとする。

(登録の手続)

第4条 要支援者で登録を希望するもの（以下「登録希望者」という。）は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続が困難な場合には、登録希望者の扶養義務者又は保護者（以下「代理人」という。）による申請ができるものとする。
- 3 前項の規定による手続が困難な場合には、自治会長又は民生委員・児童委員による申請ができるものとする。
- 4 町長は、提出された申請書を基に登録希望者を吉岡町災害時避難行動要支援者名簿（様式第

3号。以下「名簿」という。)に登録するものとする。

(登録事項の変更及び取消)

第5条 前条の規定により登録された者(以下「登録者」という。)は、申請書及び名簿に記載された事項に変更が生じたとき又は登録を取り消すときは、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録変更(取消)届出書(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録情報を変更し、自主防災組織、民生委員・児童委員等に周知を図るものとする。

3 登録者が障害等により変更の報告が困難な場合には、代理人による報告ができるものとする。

4 前項の規定による手続が困難な場合には、前条第3項の規定を準用する。

(登録事項の削除)

第6条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を削除することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が町外に転出したとき。

(3) 登録者が入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

(4) 登録者が第2条に該当しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により登録を削除した場合には、速やかに自主防災組織、民生委員・児童委員等に周知を図るものとする。

(登録台帳の保管・管理)

第7条 申請書及び名簿の原本は吉岡町の福祉担当部局が保管し、副本は防災担当部局、自主防災組織、民生委員・児童委員等が共有するものとする。

2 申請書及び名簿を保管する者(以下「保管者」という。)は、災害時及び各種訓練等の避難支援目的以外に要支援者情報を使用してはならない。

3 保管者は、要支援者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するものとする。

(地域の支援体制)

第8条 自治会長は、要支援者に対し地域で避難支援、安否確認及び災害情報の伝達(以下「支援等」という。)をする者(以下「避難支援者」という。)を自主防災組織、民生委員・児童委員等の構成員から、要支援者1人につき2人程度選出するものとする。

2 避難支援者は、災害時において、要支援者の支援等を円滑に行えるようにするために、日常的に要援護者への声かけ及び見回り活動等を行うものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報誌等その他これに類する媒体を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

誓 約 書

吉岡町長 様

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書(個別計画)、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者マップについては、災害時の救援活動等に役立てるため、記載事項を吉岡町個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

〔団体等にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。〕

様式第2号(第4条関係)

(表)

登録番号	
------	--

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録申請書(個別計画)

吉岡町長 様

私は、吉岡町災害時避難行動要支援者名簿に登録することを希望するとともに、届け出た下記個人情報を町が個別計画、要支援者名簿及び要支援者マップの作成に使用し、自主防災組織(自治会等)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署及び警察署に提出すること、日頃からの見守り等を行うことを承諾します。

年 月 日

本人又は代理人氏名

自治会名		自治会長名		電話 ()	
				携帯電話	
		民生委員 児童委員名		電話 ()	
該当区分 (該当にレ)	<input type="checkbox"/> 要介護認定者、 <input type="checkbox"/> 身体障害者、 <input type="checkbox"/> 知的障害者、 <input type="checkbox"/> 精神障害者、 <input type="checkbox"/> 内部障害者、 <input type="checkbox"/> 妊産婦及び乳幼児、 <input type="checkbox"/> 難病患者、 <input type="checkbox"/> 日本語に不慣れな在住外国人、 <input type="checkbox"/> 65歳以上の人一人暮らしの者又は高齢者のみの世帯の者、 <input type="checkbox"/> その他()				
住所	吉岡町大字	番地	電話	()	
			携帯電話		
氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日		
緊急時の家族等への連絡先					
氏名		統柄()	住所	電話 ()	
				携帯電話	
氏名		統柄()	住所	電話 ()	
				携帯電話	
家族構成・同居状況等		居住建物			
		建築時期		構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定	あり・なし
		見取図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)	北 		
		特記事項			
緊急通報システム あり(警備会社の名称) • なし					

(裏)

避難支援者					
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
氏名		住所	吉岡町大字	電話	()
				携帯電話	
情報伝達の流れ					
情報伝達での留意事項					
避難時に携行する医薬品 ()					
かかりつけ医療機関 ()					
既往症 ()					
避難誘導時の留意事項					
避難先での留意事項					
避難場所					
備考					

様式第3号(第4条関係)

吉岡町災害時避難行動要支援者名簿(年 月 日 現在)

自治会名：

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

吉岡町灾害時避難行動要支援者名簿登録変更（取消）届出書

吉岡町長 様

私は、災害時避難行動要支援者名簿登録制度に登録した内容について、下記のとおり変更・取消を申請します。

届出者 住所 _____

氏名

要援護者との関係

記

災害時避難行動要支援者	住 所	吉岡町大字		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
変更・取消理由及びその内容				

第2章 様式編

様式番号	様式名称
様式1	災害概況即報
様式2	被害状況即報
様式3	災害確定報告
様式4	火災報告

様式1 災害概況即報

(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分					
		都道府県						
<u>消防庁受信者氏名</u>		市町村 (消防本部名)						
災害名 (第 報)		報告者名						
災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死 者 うち 災害関連死者 不 明	人 人 人	重傷 人 軽傷 人	住家 被害	全壊 半壊 一部破損	棟 棟 棟	床上浸水 床下浸水 未分類	棟 棟 棟
	119番通報の件数							
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)		(市町村)				
			(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)					
	消防機関等の活動状況							
自衛隊派遣要請の状況								
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2 被害状況即報

(被害状況即報)

都道府県				区分			被　害			
災　害　名 ・ 報告番号	災害名 第　　報 (　月　日　時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha				
				冠　水	ha					
報告者名				畑	流失・埋没	ha				
	冠　水	ha								
区分				学　校	箇所					
人の被害 住　家　被　害 非住家	死　　者	人		病　院	箇所					
	うち災害関連死者	人		道　路	箇所					
	行方不明者	人		橋りょう	箇所					
	負傷者	重　傷		人	河　川	箇所				
		軽　傷		人	港　湾	箇所				
	全　　壊	棟		砂　防	箇所					
		世帯		清掃施設	箇所					
		人		崖くずれ	箇所					
		半　　壊		棟	鉄道不通	箇所				
				世帯	被害船舶	隻				
				人	水　道	戸				
				一部破損	棟	電　話	回線			
					世帯	電　気	戸			
			人		ガ　ス	戸				
			床上浸水		棟	ブロック塀等	箇所			
世帯										
人										
床下浸水	棟				り災世帯数	世帯				
	世帯	り災者数			人					
	人	火災発生			建　物	件				
	公共建物				危　険　物	件				
	その他の棟			そ　の　他	件					

区分		被　　害	災害の対策本部状況	都道府県 市町村	災害適用市町村名法	計　　団体			
公　立　文　教　施　設	千円								
農　林　水　産　業　施　設	千円								
公　共　土　木　施　設	千円								
その他の公共施設	千円								
小　　計	千円								
公共施設被害市町村数	団体								
農　产　被　害	千円								
林　产　被　害	千円								
畜　产　被　害	千円								
水　产　被　害	千円								
商　工　被　害	千円								
そ　の　他	千円								
被　　害　　総　　額	千円		119番通報件数						
災　害　の　概　況									
応　急　対　策　の　状　況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)							
	自衛隊の災害派遣		その他						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

様式3 災害確定報告

都道府県				区分		被害
災害名 確定年月日		月 日 時確定		その他の	田	流失・埋没 ha
					畠	冠水 ha
					学	流失・埋没 ha
					校	冠水 ha
					病院	箇所
					道路	箇所
					橋りょう	箇所
					河川	箇所
					港湾	箇所
					砂防	箇所
人 的 被 害	死者	人		清掃施設	箇所	
	うち 災害関連死者	人		崖くずれ	箇所	
	行方不明者	人		鉄道不通	箇所	
	負傷者	重傷	人	被害船舶	隻	
		軽傷	人	水道	戸	
				電話	回線	
				電気	戸	
				ガス	戸	
				ブロック塀等	箇所	
住 家 被 害	全壊	棟		り災世帯数	世帯	
		世帯		り災者数	人	
		人		建物	件	
	半壊	棟		危険物	件	
		世帯				
		人				
	一部破損	棟				
		世帯				
		人				
	床上浸水	棟				
	世帯					
	人					
床下浸水	棟					
	世帯					
	人					
非 住 家	公共建物	棟				
	その他	棟				

区分		被　　害	都道府県災害部	名　　称					
公立文教施設		千円		設　　置	月　日　時				
農林水産業施設		千円		解　　散	月　日　時				
公共土木施設		千円							
その他	その他の公共施設	千円	災害対策市町本部名						
	小　　計	千円							
	公共施設被害市町村数	団体							
	農　　産　被　　害	千円							
	林　　産　被　　害	千円							
	畜　　産　被　　害	千円							
の他	水　　産　被　　害	千円	災害適用市町村法名						
	商　工　被　　害	千円							
	そ　の　他	千円		消防職員出動延人数		人			
	被　　害　総　額	千円		消防団員出動延人数		人			
備	<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の概況</p> <p>消防機関の活動状況</p> <p>その他（避難指示等の状況）</p>								
考									

様式4 火災報告

第一報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理 由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼損程度	全焼 棟 焼損半焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人			
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分か
る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨
(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)